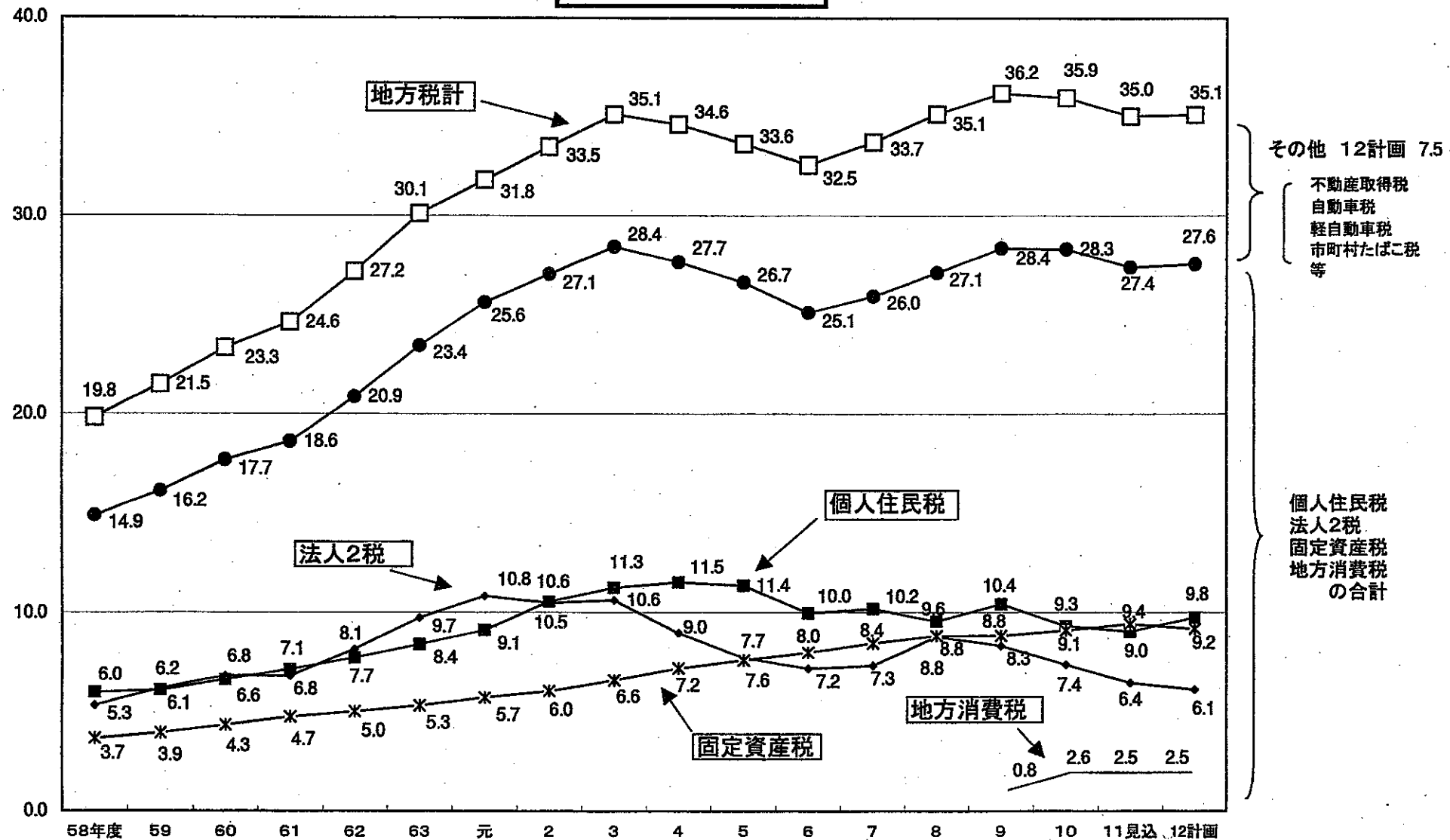


〔平 1 2 . 3 . 1 7 〕
法 小 5 - 5 〕

地方法人課税関係資料

(兆円)

地方税収入の推移

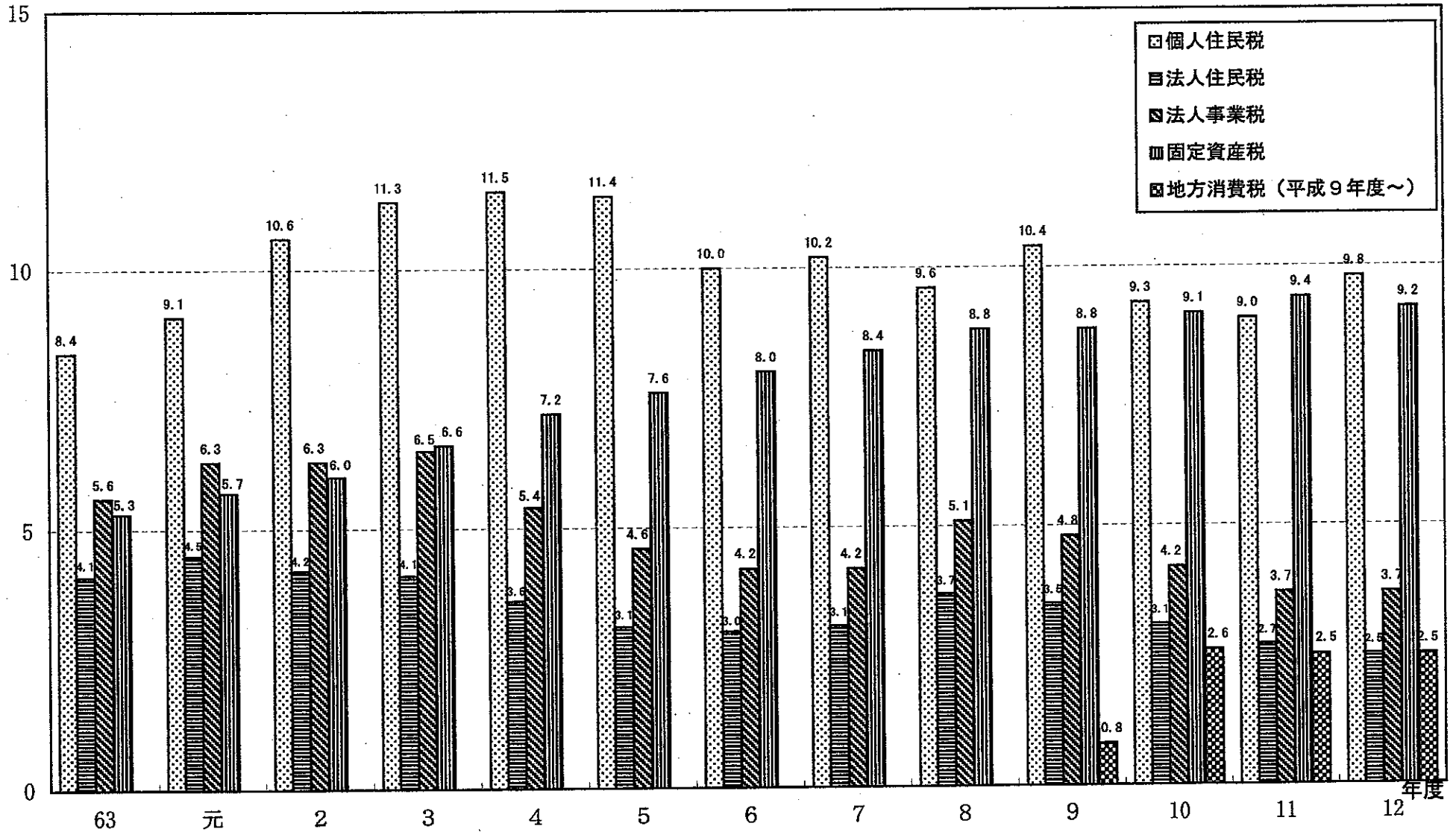


(注) 1 平成10年度までは決算額、11年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、12年度は地方財政計画額である。

2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

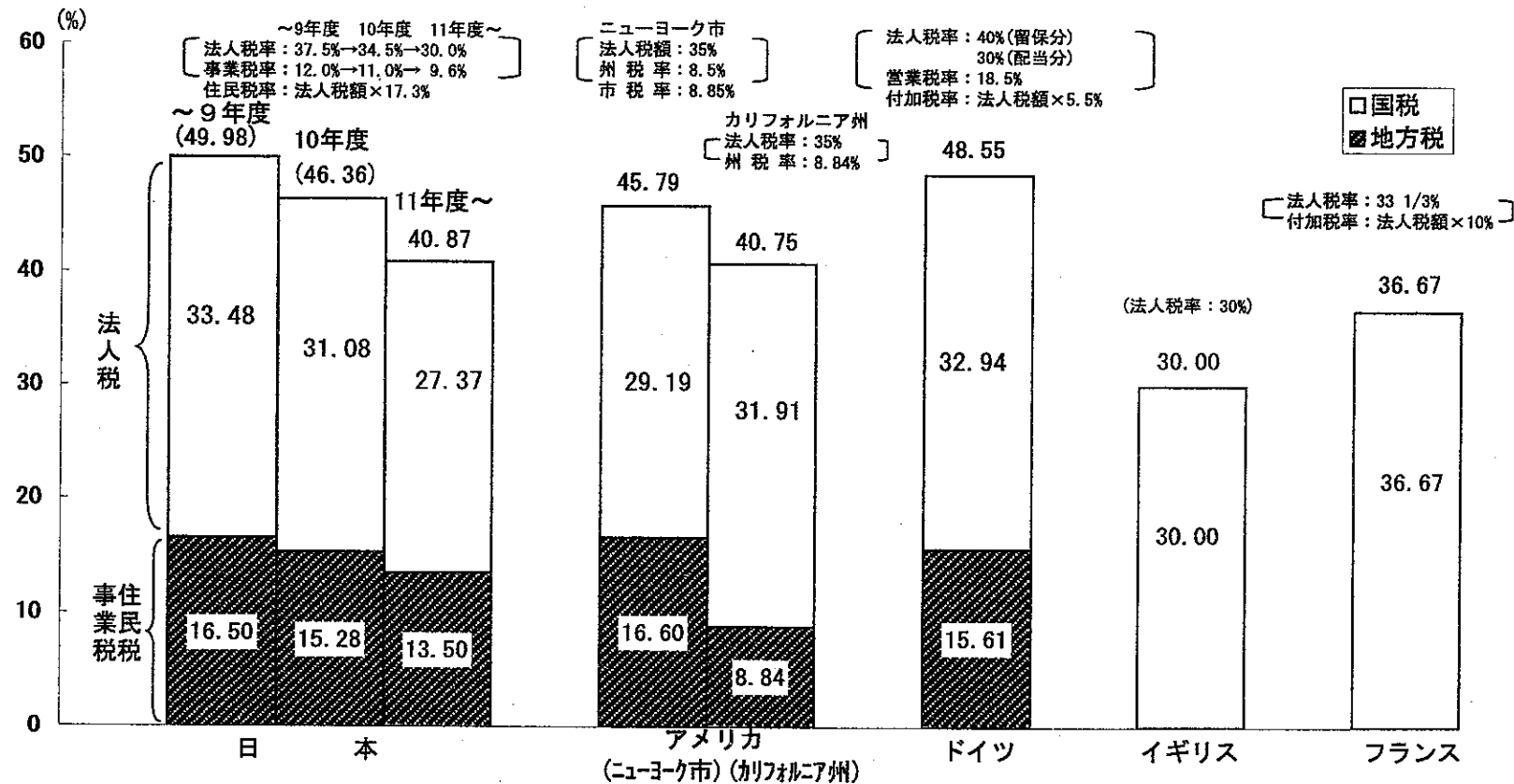
主要税目の税収の推移（地方税）

兆円



- (注) 1 平成10年度までは決算額、11年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、12年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の10%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

法人住民税の概要

(1) 課税団体 都道府県及び市町村

(2) 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 均等割(標準税率)

都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～80万円(5段階)

市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ 5万円～300万円(9段階)

(4) 法人税割 ・ 課税標準 原則として法人税法等の規定によって計算した法人税額

・ 標準税率 都道府県： 5% (制限税率 6%)
市町村： 12.3% (制限税率 14.7%)

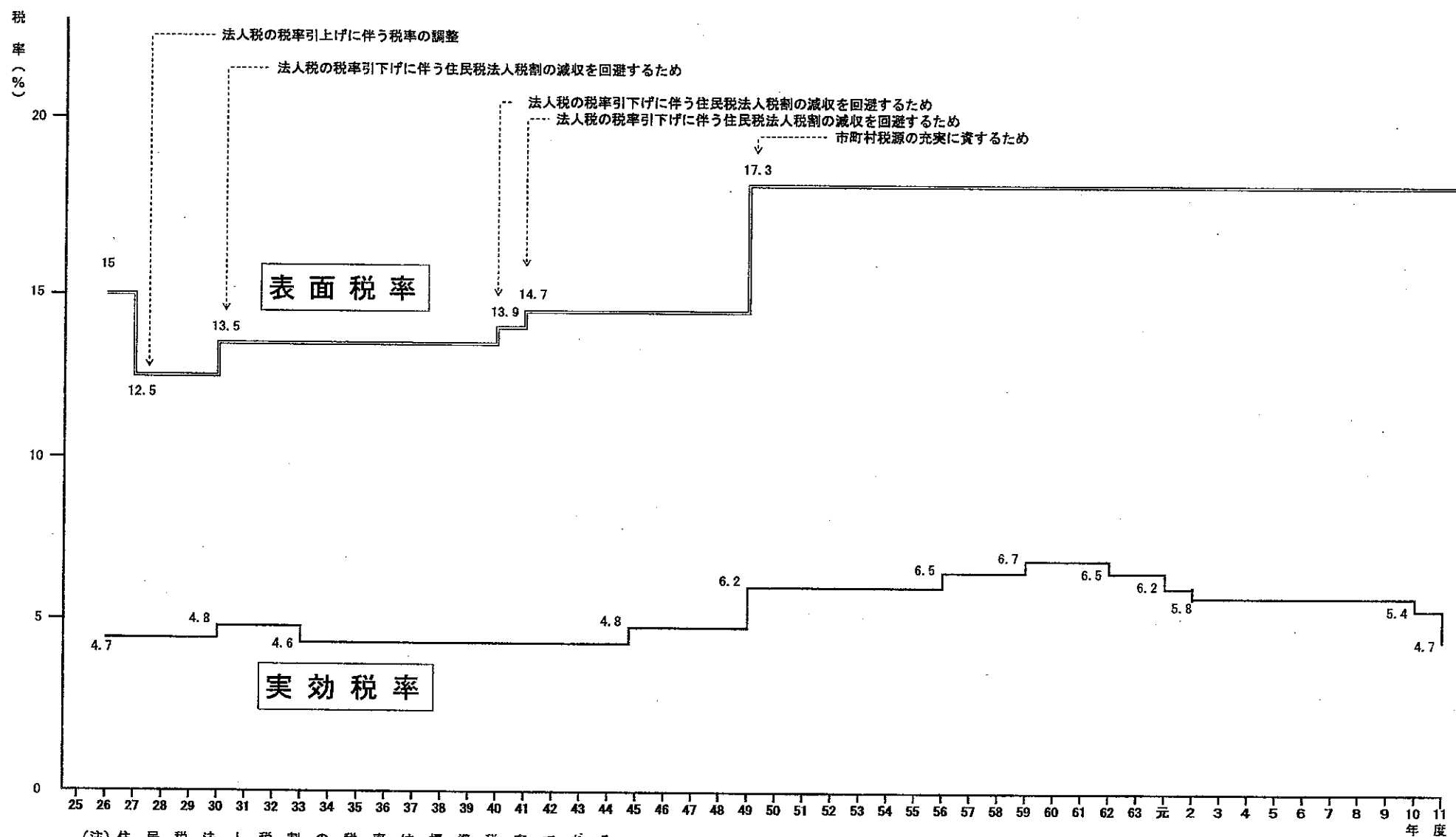
・ 分割基準 2以上の都道府県又は市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は市町村に納付

(5) 税収額

(単位：億円)

区 分	法人道府県民税(うち均等割)	法人市町村民税(うち均等割)	合 計(うち均等割)
平成10年度決算	8, 5 7 6 (1,268)	2 2, 9 1 5 (3,801)	3 1, 4 9 1 (5,069)

(参考) 法人住民税法人税割の税率の推移 (道府県分+市町村分)



法人事業税の概要

- (1) 課税団体 都道府県
- (2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
- (3) 課税標準 各事業年度の所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあっては各事業年度の収入金額
- (4) 税率等（税率は標準税率；制限税率は標準税率の1.1倍）

課税標準	対象事業	法人区分	税率
所得及び 清算所得	法人の行う 事業で下記の 以外のもの	普通法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円超800万円以下の金額 7.3% 年800万円超の金額及び清算所得 9.6%
		特別法人 (協同組合等)	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円超の金額及び清算所得 6.6%
収入金額	電気供給業、ガス供給業、 生命保険業及び損害保険業		1.3%

(注) 3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち資本の金額等が、1,000万円以上であるものについては、軽減税率の適用がない。（普通法人9.6%、特別法人6.6%）

- (5) 分割基準 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を分割基準により分割して都道府県に納付
- (6) 税収額 42,114億円（平成10年度決算）

(参考)

法人事業税の分割基準一覧

事 業	分 割 基 準
電 気 供 給 業	4 分の 3 に相当する額をその事務所等の固定資産で発電所の用に供するもの の価額 他の 4 分の 1 に相当する額をその事務所等の固定資産の価額
ガス供給業、 倉 庫 業	事務所等の固定資産の価額
鉄 道 事 業、 軌 道 事 業	事務所等の所在する都道府県における軌道の延長キロメートル数
銀 行 業、 証 券 業、 保 険 業	2 分の 1 に相当する額を事務所等の数 他の 2 分の 1 に相当する額を事務所等の従業者の数（なお、資本の金額又は 出資金額（以下「資本金」という。）が 1 億円以上の法人にあっては、本社管 理部門の従業者の数を 2 分の 1 として算定する。）
その他の事業	事務所等の従業者の数（なお、資本金が 1 億円以上の法人にあっては、本社 管理部門の従業者の数を 2 分の 1 とし、かつ、資本金が 1 億円以上の製造業を 行う法人にあっては、工場の従業者の数を 5 割増しとして算定する。）

(注) 電気供給業の分割基準については、当分の間、経過措置が設けられている。

法 人 事 業 税 の 税 率 の 推 移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額（9,970億円）の内訳（平成11年度ベース）

（単位：億円）

個人住民税 2,310			法人住民税	事業税 2,670	固定資産税
生命保険料・ 損害保険料控除 1,120	老人 マル優等 230	その他 960	1,250	1,830	3,740
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 840	

- （注） 1 交際費課税の特例による増収分4,050億円は含まれていない。
 2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
 3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

地方税における非課税等特別措置の整理合理化の状況等

(平成3年度～12年度)

区 分	整 理 合 理 化			新 設 ・ 拡 充			単 純 延 長
	廃 止	縮 減 合 理 化	小 計	新 設	拡 充	小 計	
平成3年度	1 4	2 2	3 6	8	9	1 7	3 6
4 年度	8	4 2	5 0	9	1 4	2 3	3 6
5 年度	4	3 4	3 8	7	1 8	2 5	3 9
6 年度	1 7	3 1	4 8	2 1	1 5	3 6	4 5
7 年度	2 2	4 0	6 2	1	1 3	1 4	2 8
8 年度	1 7	1 1 1	1 2 8	7	1 5	2 2	2 9
9 年度	1 4	4 4	5 8	1 0	1 7	2 7	3 1
10年度	9	3 6	4 5	3 2	3 0	6 2	6 2
11年度	3 2	6 4	9 6	2 4	3 1	5 5	4 5
12年度(案)	1 9	6 3	8 2	2 0	2 2	4 2	4 1

注：拡充には、延長・拡充を含む。

平成12年度の税制改正に関する答申

〔平成11年12月16日〕
政府税制調査会

二 平成12年度税制改正

7 租税特別措置等の整理・合理化

- (2) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置についても、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討する必要があります。